

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 10 月 27 日

株式会社中山製鋼所

2021年10月27日

吸收合併に係る事後開示書面

大阪市大正区船町1丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 箱守 一昭

当社は、2021年8月2日付で株式会社中山棒線（以下「中山棒線」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社。中山棒線を吸收合併消滅会社とする吸收合併を行いました。本吸收合併に関する事項は、以下のとおりです。

記

1. 効力発生日

2021年10月1日

2. 吸收合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求

中山棒線が発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

中山棒線が発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

中山棒線は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

中山棒線は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、債権者に対し、2021年8月10日の官報において公告するとともに、同日付にて個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸收合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 株主の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、債権者に対し、2021年8月10日の官報および同日付の電子公告において本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、中山棒線から、その資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第200条第5号）

吸収合併消滅会社である中山棒線の事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第200条第6号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請および中山棒線の解散登記申請は、2021年10月8日に行いました。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

2021年10月27日

株式会社中山製鋼所

2021年10月27日

吸收合併に係る事前開示書面

大阪市大正区船町1丁目1番66号

株式会社中山製鋼所

代表取締役社長 箱守 一昭

当社は、2021年8月2日付で株式会社中山棒線（以下「中山棒線」といいます。）との間で、当社を吸收合併存続会社、中山棒線を吸收合併消滅会社とする吸收合併に係る吸收合併契約を締結しました（以下「本吸收合併」といいます。）。本吸收合併について、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸收合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸收合併契約の内容

2021年8月2日付で当社と中山棒線が締結した吸收合併契約の内容は、別添1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

中山棒線は当社の完全子会社であるため、合併に際しては株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸收合併消滅会社についての計算書類等に関する事項

吸收合併消滅会社である中山棒線の最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に係る計算書類等は、別添2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸收合併存続会社についての計算書類等に関する事項

当社において、最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2021年3月31日現在、当社及び中山棒線の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社（連結）	122,939百万円	38,579百万円	84,360百万円
中山棒線	2,139百万円	1,930百万円	209百万円

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従つて、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上



合併契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）と株式会社中山棒線（以下、「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（合併）

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

吸収合併存続会社（甲） 商号 株式会社中山製鋼所

住所 大阪市大正区船町一丁目1番66号

吸収合併消滅会社（乙） 商号 株式会社中山棒線

住所 大阪市大正区船町一丁目1番66号

（合併の対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本合併に際して、新株式を発行せず、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本合併により、資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は2021年10月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

（取締役会による協議）

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの取締役会において、本件合併の承認決議を行った上、必要な協議を行う。ただし、本件合併の手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更できる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第8条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約書に想定外の事項)

第9条 本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年8月2日

甲 大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 箱守 一昭



乙 大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山棒線
代表取締役社長 森川 昌浩



第16期

事業報告

自 2020年4月 1日
至 2021年3月 31日

大阪市大正区船町1丁目1番66号

株式会社中山棒線

添付書類

事 業 報 告

(2020年4月1日から2021年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、保有する棒線圧延設備を株式会社中山製鋼所へ賃貸しており、同社の安定した生産に寄与しております。

この結果、当事業年度における売上高は204百万円（前事業年度比51百万円の増収）、経常利益は9百万円（前事業年度比3百万円の増益）、当期純利益は32百万円（前事業年度比2百万円の減益）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、棒線圧延設備を株式会社中山製鋼所へ賃貸する事業に特化しており、株式会社中山製鋼所の中期経営計画の達成に資するため、同設備の能力を最大限に活用できるよう、適宜必要な投資・修繕を行い設備の健全維持に努め、圧延操業に支障を来たさないように取り組みます。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は417百万円であり、その主なものは次の通りであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

電解研削盤、棒鋼20H超硬ロール、NTミルモータA-C号機、NTミルモータなど

②翌事業年度に完成を繰り越した主要設備

棒線Cフックプロコン更新、BICピンチロール本体フレーム更新、14H入側ダブルローラーガイド更新、棒鋼ミルモータ速度設定自動化など

(4) 資金調達の状況

前事業年度末現在において、当社は株式会社中山製鋼所より1,600百万円の借入を行っておりましたが、2020年9月30日付けで200百万円を借り入れした結果、借入金残高は1,800百万円となりました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第13期 (2017年度)	第14期 (2018年度)	第15期 (2019年度)	第16期 〔当事業年度〕 (2020年度)
売 上 高(百万円)	133	83	152	204
経 常 利 益(百万円)	10	1	6	9
当 期 純 利 益(百万円)	27	29	35	32
1株当たり当期純損益(円)	91,425	96,348	118,279	108,391
総 資 産(百万円)	660	1,620	1,859	2,139
純 資 産(百万円)	111	140	176	209

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

親会社名	持 株 数	出資比率	主要な事業内容
株式会社中山製鋼所	301 株	100.00 %	製鉄業

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目
圧延設備の賃貸	棒線圧延設備の賃貸

(8) 主要な営業所および工場

本社・工場	大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号
-------	----------------------

(9) 従業員の状況

従業員はおらず、該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社中山製鋼所	1,800 百万円

(11) その他会社に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発 行 可 能 株 式 数 762 株
(2) 発 行 済 株 式 の 総 数 301 株
(3) 株 主 数 1 名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社中山製鋼所	301 株	100.00 %

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森川 昌浩	株式会社中山製鋼所 取締役 総合管理、製造、エンジニアリング本部統括
取締役	清水 明夫	株式会社中山製鋼所 総務人事部長
取締役	先納 義高	株式会社中山製鋼所 総合管理本部 生産技術部担当部長
監査役	升岡 清	株式会社中山製鋼所 監査室長

- (注) 1. 取締役および監査役4名の兼職先である株式会社中山製鋼所は、当社の100%株主であり、当社の圧延設備の賃貸先であります。
2. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
該当事項はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

他の会社と兼務をしており、支払っておりません。

5. 会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

当社は、2016年8月23日開催の当社取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を次のとおり制定しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、親会社の定める「中山製鋼所役職員行動規範」を周知徹底させる。
- ・親会社の倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
- ・財務報告に係る内部統制については、親会社の定める「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針に則り運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、親会社の定める社内規程に則り、適切に保存および管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社を取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、必要に応じ、規則やガイドラインの制定、マニュアルの整備等を行う。
- ・危機および緊急の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 当社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、

当社の「取締役会規程」および取締役会付議基準に基づいて行う。

⑤ 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、親会社の定める「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、一体となった経営を行う。
- ・経営上の重要な情報や判断に関する事項は、親会社の定める「株式会社中山製鋼所と連結子会社6社との業務連携規程」に準じ、直ちに親会社の担当取締役に報告されるものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ親会社の内部監査部門などから監査役を補助すべき使用人を任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役の意見を聞くものとする。

⑧ 当社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。
- ・当社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、必要に応じて代表取締役等と面談をする。
- ・取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実施調査、重要書類閲覧などの便宜を図り、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システム全般の整備・運用は、親会社の監査室がモニタリングし、改善に努めています。またコンプライアンスにつきましては、法令および定款を遵守するため適宜社内規程を整備し、法令遵守の取り組みを継続的に行っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

(添付書類)

第16期事業報告に係る附属明細書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

以上

第16期

会社法計算書類

自 2020年4月 1日
至 2021年3月 31日

大阪市大正区船町1丁目1番66号

株式会社中山棒線

貸借対照表

第16期 (2021年3月31日現在)

科 目	金 領	科 目	金 領
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	215	流動負債	1,930
当座預金	166	関係会社短期借入金	1,800
売掛金	19	未払法人税等	0
前払費用	0	設備未払金	130
未収入金	29		
固定資産	1,923	負債合計	1,930
有形固定資産	1,923	(純資産の部)	
構築物	9	株主資本	209
機械及び装置	1,629	資本金	61
工具器具及び備品	37	利益剰余金	147
建設仮勘定	247	その他利益剰余金	147
		繰越利益剰余金	147
		純資産合計	209
資産合計	2,139	負債及び純資産合計	2,139

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

第 16 期　自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		204
売 上 原 価		179
売 上 総 利 益		24
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		0
營 業 利 益		24
營 業 外 収 益		
そ の 他 の 収 益	0	0
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
そ の 他 の 費 用	0	14
經 常 利 益		9
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		9
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△ 22
当 期 純 利 益		32

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第 16 期 自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位：百万円)

	株主資本			株主 資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	61	115	115	176	176
事業年度中の変動額					
当期純利益		32	32	32	32
事業年度中の変動額合計		32	32	32	32
当期末残高	61	147	147	209	209

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[個別注記表]

I 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 2007年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 2007年4月1日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 2～3年

機械及び装置 2～14年

工具器具及び備品 ... 2～6年

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

2017年3月期より連結納税制度を適用しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,235百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

機械及び装置	1,629百万円
工具器具及び備品	37
構築物	9
合 計	1,675

(2) 同上担保による債務残高

短期借入金 1,800百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 27百万円
短期金銭債務 1,930

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

204百万円

営業取引以外の取引による取引高

14

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

301株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

VI 税効果会計に関する注記

当社は、当事業年度において、税務上の重要な欠損金が発生しているため、繰延税金資産を計上しておりません。また、将来加算一時差異がないため、繰延税金負債も計上しておりません。

VII リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	㈱中山製鋼所	大阪市大正区	20,044	鉄鋼製品の製造販売等	被所有直接 100.0%	棒線圧延設備の賃貸、資金の借入等	棒線設備の賃貸(注1) 資金の借入(注2)	204 200	売掛金 短期借入金	19 1,800

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当該借入金にかかる金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、取引金額は借入額と返済額を相殺し、純額を記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 694,912 円 31 銭

1株当たり当期純利益 108,391 円 16 銭

(算定上の基礎)

1株当たり当期純利益金額

32 百万円

損益計算書上の当期純利益

—

普通株主に帰属しない金額

—

普通株式に係る当期純利益

—

普通株式の期中平均株式数

301 株

X 重要な後発事象

該当事項はありません。

計算書類に係る附属明細書

2020年4月 1日から

第 16 期

2021年3月31日まで

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細
4. その他の重要な事項

株 式 会 社 中 山 棒 線

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿額	減価償却累計額	期末取得額
有形固定資産	構築物	0	9	—	0	9	236	246
	機械及び装置	1,573	※1 190	0	134	1,629	3,948	5,577
	工具器具及び備品	26	18	0	8	37	50	87
	建設仮勘定	49	※2 417	※a 218	—	247	—	247
合計		1,649	635	218	142	1,923	4,235	6,158

* 無形固定資産については該当事項はありません。

(注) 当期増加額欄及び当期減少額欄の※印の主な内容は次頁のとおりであります。

当期増加の主要な内訳

※1	電解研削盤	57 百万円
	棒鋼20H超硬ロール	18
	NTミルモータA-C号機	12
	NTミルモータ	12
※2	棒線Cフックプロコン更新工事	215
	電解研削盤	56
	棒鋼20H超硬ロール	18
	BICピンチロール本体フレーム更新工事	13
	NTミルモータA-C号機	12

当期減少の主要な内訳

※a	電解研削盤	57 百万円
	棒鋼20H超硬ロール	18
	NTミルモータA-C号機	12
	NTミルモータ	12

2. 引当金の明細

該当事項はありません。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 領	摘 要
雑 費	百万円 0	
合 計	0	

4. その他の重要な事項

該当事項はありません。

監査報告書

私、監査役は、令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年5月26日

株式会社 中山棒線

監査役

升岡 清

